

令和7年度第3回青梅市こども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和7年10月6日（月） 午後2時～午後4時44分
開催場所	青梅市役所災害対策本部室
出席者	<p>委員 (※敬称略)</p> <p>坂井隆之（明星大学特任教授） 有村久春（東京聖栄大学教授） 中村明子（市民委員） 西村美紀（市民委員） 池田政教（青梅商工会議所専務理事） 黒田英寿（学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長） 高木博康（青梅市保育園理事長会理事） 藤野唯基（駒木野保育園園長） 横山牧人（青梅幼稚園園長） 空野竜雄（青梅市放課後児童健全育成事業者連絡会会长） 島田弘美（青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会会长） 大野葉子（青梅市民生児童委員合同協議会理事）</p> <p>事務局</p> <p>小山（副市長） 青木（こども家庭部長） 濱野（子育て応援課長） 茂木（こども育成課長） 中村（こども家庭センター所長） 江川（こども家庭部主幹） 岡崎（子育て応援課子育て推進係長） 飯島（子育て応援課子育て推進係）</p>
欠席委員(※敬称略)	松井良（青梅市立第五小学校校長）
議事	<p>○ 質問</p> <p>（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定について（質問）</p> <p>○ 報告事項</p> <p>（1）こども・若者施策の取り組み状況について （2）令和7年度第2回青梅市地域共生社会推進審議会報告について （3）その他</p> <p>○ 協議事項</p> <p>（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定について （2）令和6年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証について （3）青梅市こども基本条例（仮）について （4）その他</p>
傍聴人数	1人

配布資料	資料1 特定教育・保育施設の利用定員の設定について（諮問）
	資料2 こども・若者施策の取り組み状況について
	資料3 青梅市地域共生社会推進審議会報告について
	資料4 令和6年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について
	資料4-1 令和6年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告
	資料4-2 第2部第2章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開
	資料5 青梅市こども条例（仮）について

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨および会議の経過をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和7年度第3回青梅市こども・子育て会議を始める。本日の司会進行を勤める子育て応援課長の濱野である。（会議の成立について報告） (ZOOM参加、録音について報告)
会長	(挨拶)
事務局	(副市長挨拶)
会長	(諮問)
事務局	小山副市長はこの後別の公務があるのでここで退席する。 以降の議事進行に関しては、会長にお願いする。
会長	次第に沿って進める。 次第5 報告事項（1）こども・若者施策の取り組み状況について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料2にもとづき「こども・若者施策の取り組み状況」について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	資料2の10ページの「小学校における朝の見守り事業」について、天候の問題だけではなく、気候の問題もあるが、教室内ではなく教室外で実施ということか。
事務局	現状は試行段階のため外で実施している。教員の目の届かない時間に教室を利用すると管理上の問題があると学校は捉えている。敷地内や外で実施してみて、実施が難しいということであれば教室内での実施も検討されると考えている。
委員	真夏は朝の7時、8時でも大変暑くなる。そこで1部屋でも教室を開放して、自習等の対応をとれないのか。
事務局	この事業については、教育委員会が行っている事業になるので、会議後該当部署に伝える。
委員	教室が空くまで待っている時間であり、霞台小は雨宿りもできるので問題ないとと思う。霞台小で試行をし、早めに全校に拡大するようにしてほしい。
事務局	他校においては問題が発生していなかったが、霞台小においては顕著に問題が出ていたということで試行をしている。会議で意見があったことについては教育委員会に伝える。
委員	こういった見守りの事業を進めてもらうのは親としては嬉しい。10月から始め

	のであれば、利用者がそんなにいなくても事業を拡大して行く方向で進めていってほしい。利用者がいない学校でもこの事業を必要としている保護者は沢山いると思うので、前向きに検討していただきたい。また、保護者の働き方もあると思うので、事業を始めると決まつたら早めに周知をしてほしい。
事務局	見守り事業については、霞台小を試行という形で実施し、検証を行い、各校の状況を考慮して拡大を検討したいと思う。また、周知についても早い段階でという形で教育委員会には伝える。
会長	見守り員はどういう方なのか。
事務局	試行においては。シルバー人材センターに委託する。
委員	見守り員について決まりはあるのか。霞台小の場合は見守り員が2名であるが、生徒数に対しての見守り員の人数等決まっているのか。また、それに対して補助金を活用するのか。
事務局	あくまで見守り員なので、こどもを指導等はしない。また、補助金については、令和6年度末に決まったもので、教育委員会でこの補助金の活用について検討していた。
委員	その補助金が、シルバー人材の入件費や光熱費などに使われるのか。
事務局	この事業を行うにあたって入件費以外にも設備費や光熱費等もかかっているのか調べてからお伝えする。
委員	見守り事業について、霞台小は何人くらい生徒がいるのか見込みはたてているのか。
事務局	10月の時点では分からぬ。以前視察に行ったときは2人程であった。しかし、聞くところによるとたくさん生徒がいるときもある。他校においては柔軟に対応していたこともあり問題にはならなかつた。そういうことを踏まえ、霞台小で試行をし、必要に応じて拡充を図っていきたい。
委員	例えはこどもが50人程度着た場合に、見守りが2人だけだと心配な部分がある。実際に7時30分以降にこどもが何人いるのかカウントし、最低でもこども20人に見守り員1人くらいの配置でやらないと、事故や怪我に繋がる恐れがあると思う。そのあたりを理解し、要綱を作るなどして事業を行つた方がいいと思う。
事務局	いただいた意見を教育委員会に伝える。
委員	見守り事業については、大事な事業なので校長会と連携を必ずとつてもらいたい。こどもまんなか社会の実現に向けて、こういった事業は他部署との連携が非常に重要であると思う。資料2の8ページの「こども・若者が参加しやすい市政の推進に向けた取り組みについて」のところで、参加人数の具体的な積算根拠を知りたい。
事務局	参加人数の積算根拠については調べていない。企画政策課で設定した人数になっている。多摩リハビリテーション学院は、各学部から1人ずつとなっている。その他人数については、こども・子育て会議で意見があつた事を企画政策課に伝えたいと思う。また、小学校・中学校のオンライン交流会については学校の数となっている。まちづくりワールドカフェについてはこどもだけでなく、大人も含めた人数となっている。開催時間については午後6時から8時の夜の時間帯なので、若い人も参加可能と周知していきたい。
委員	現代の中高生は、主体性が高い。それをうまく利用して進めた方がいいと思う。
事務局	今回考えていることは居場所づくりであるので、そこに集つた人たちに様々なこ

	とを考えてもらうきっかけとなり、それが今後の核になれば良いなと考えている。今回の居場所づくりを第1弾と考え、大児童センターの機能を分散させた形で整備していきたいと考えている。
委員	小学生オンライン交流会について、検証は行ったのか。
事務局	アンケートは行ったが、検証はしていない。この小学生オンライン交流会については、こうした機会を設けて皆で話し合ってもらうということが最大のテーマである。さらにそこからこども会議などに繋がっていけば良いなと考えている。
委員	大勢の前で意見を表明することはなかなか難しいことだと思う。自分の思っていることがそこで聞いてもらえるのか等の体験は必要なことだと思う。前回のこども・子育て会議でもファシリテーターの重要性等の話があったと思うが、そういったところの検証が聞きたかった。また、7月あたりに、わかぐさ公園の遊具を何にするかという意見聴取の場があったが、それは個々には掲載されないのか。
事務局	資料2の8ページの内容は、教育総合会議のものを使っている。大きい公園の遊具を決めるときには意見募集をしていることは知っている。
委員	意見を聴取することはとてもいい取り組みだと思ったが、選択肢がプラスチックしかないことが残念だった。青梅市の木を使用した木製の遊具等があるといいのではないかと思った。
事務局	いろいろな遊具の選択肢があるが、素材はプラスチックだけだったのか。
委員	予算などの問題があるとは思うが、プラスチックだけであった。
事務局	いただいた意見を公園緑地課に伝える。
委員	小学生のオンライン交流会について、検証という意味でも最初にフィードバックがあったほうがいいと思う。昨年度のフィードバックを行うことで、こども達も意見が反映されているということを実感できると思う。今回の交流会では、交通公園や静かな図書館等のキーワードがたくさんあったので、そのあたりを検討してほしい。
委員	資料2の8ページの取り組みは、こども条例の制定に関するこどもたちの意見聴取ではなく、大型児童センターの代替となるこどもの居場所を作るための意見聴取ということか。
事務局	こども条例の制定やこどもの居場所づくりのための意見聴取の場ではない。8ページの取り組みについては、企画政策課が進めている事業なので、連携して進めしていくことで、こども若者会議の土台としていきたいと考えている。
委員	資料2の8ページについて、高等教育機関は青梅在住の学生に絞ってもいいのではないか。
事務局	直近が10月17日なので、状況は分からぬが、意見があったことは企画政策課に伝えたいと思う。今回の取り組みの観点としては、青梅市に関わる人ということなので、市民でなくてもいいという考え方もある。
委員	資料2の5ページのグループGの意見について、青梅市には多世代で住んでいるこどもたちが少ない。そのため、多世代交流ができるような、高齢者を意識した取り組みを検討してもらいたい。
事務局	夕やけランドでは、囲碁の会がこどもたちに囲碁を教える取り組み等をしている。引き続き多くの事業で取り入れたいと考えている。
委員	資料2の9ページの事業について、大型児童センターの代わりに分散型の事業を行うこととなっているが、地域が分散していないように感じる。新町地域などの検討

	もお願いしたい。
事務局	河辺駅にメインの施設を整備し、青梅駅と東青梅駅にも性質の異なる設備の整備を考えている。今後は3拠点を軸に、新町地区や西部地区にも検討を進めて行かなければと考えている。
会長	東青梅の設備として、市役所の2階の居場所が該当するのか。
事務局	第1弾として、市役所の2階から始めたいと思うが、これで終わりにしたくはない。東青梅駅周辺にも居場所の施設があると良いなと担当課としては考えている。
会長	東青梅地区は、市役所の2階以外にも施設ができるということか。
事務局	財政的な問題もあるのではっきりとしたことは言えない。大型児童センターは複数の機能を持つ施設であるので、それらを分散させた施設を整備していきたいと考えている。また、中高生の居場所についてが他市においても少ないことが問題になっている。そういうた設備についても会議で意見を聞きながら進めていきたいと考えている。
委員	夏休み中の子どもの居場所がない。プールもなく、図書室開放もなくなってしまった。子どもまんなか社会と言われ、小学生の居場所はたくさん出来ているけれど、夏に関しては特に少ない。学校の教員以外でも働きたい人を募って、夏休み中の小学校を子どもの居場所としてもいいのではないか。
事務局	会議の意見として、教育委員会に伝える。
委員	学童以外で、放課後に子どもたちが自由に来られる場所はあるのか。
事務局	子育て支援ガイドの65ページに、放課後子ども教室という事業を掲載している。担当としては拡大したいと考えている。終了の時間に関しては、16時30分や17時なので就労の時間としては足りないが、子どもの居場所の事業として行っている。
委員	子どもまんなか社会の実現に向け、夜の時間帯も子どもを預かれる場所が必要であると思う。
事務局	夕やけランドのルールとしては、帰りは児童が1人で帰ることとなっている。そのため学童とは違って夜の時間を活用することが難しい。引き続き検討は続けていきたいと考えている。また、実施日の拡大についても検討していきたいと考えている。
委員	保育園と小学校に預けられる時間に差があることに問題があると思う。学童の預ける時間を延長するなどで解決できると思う。保育園は18時以降の延長保育料を払ってでも預ける保護者が多い。小学校と保育園の連携が出来ていないので、まずは学童と保育園の連携等を考えてもいいのではないか。
委員	先行して実施している自治体もあるので調べてほしい。
事務局	学童については、19時まで延長保育という形で行っている。今後、延長保育のニーズを確認し、必要性があれば検討していきたい。
委員	子育て支援ガイドの67ページに掲載されているにこランドは、10年くらい前から20時まで延長保育を行っているが、3,4件ほどの利用しかなかった。優先順位としては、長期休暇時の子どもの居場所であると思う。
事務局	コミュニティスクールが今年度から始まっているので、そうした意見が出ているか教育委員会に確認する。
会長	次に、次第5 報告事項（2）令和7年度第2回青梅市地域共生社会推進審議会報

	告について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料3にもとづき「令和7年度第2回青梅市地域共生社会推進審議会報告」について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	特になし。
会長	次に、次第5 報告事項(3)その他について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(子育て支援ガイド2025について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	特になし。
会長	次に、次第6 協議事項(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料1にもとづき「特定教育・保育施設の利用定員の設定」について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	おそき保育園と青梅保育園だけ、認可定員の変更を行うのはなぜか。
事務局	変更後の利用定員の内訳が、認可定員以上になるため、認可定員の変更を行った。
委員	認可定員の変更を行うのであれば、利用定員の変更は行わなくてもいいのではないか。
事務局	この会議で諮問しているのは利用定員の変更であり、参考までに認可定員の変更を説明している。
委員	以前この会議において、三田保育園の認可定員の変更を行ったが、現在入所率が140%となっている。この入所率が続くと利用定員の増加の変更を行うのか。
事務局	各園の経営にも影響していくので柔軟に対応したい。
委員	定員を減らすと子どもの給付費の単価が上がるため、定員の変更については慎重に議論すべきだと思った。
事務局	定員の変更については、各事業所から申し出にもとづき変更するスタンスをとっている。出された条件をそのまま認めると給付費が増大することになってしまう。定員の変更については、子ども・子育て会議に図るとともに、直近3年間の在籍人数の平均値を考慮して、利用定員の変更を行っている。
委員	過去3年間の平均だけでなく、柔軟に対応することも可能なのではないか。
事務局	過去3年の平均を考慮したうえで、柔軟に対応することも可能である。
委員	青梅駅前に高層マンションが建築中であり、それにより園児が増えても柔軟に対応することは可能なのか。
事務局	それを考慮したうえでの利用定員の増加となっている。
会長	次に、次第6 協議事項(2)令和6年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料4-1、4-2にもとづき「令和6年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証」について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	資料4-2の66番「こんにちは赤ちゃん事業」について、男性の民生委員が出産後の女性宅を訪問することに抵抗を感じる方もいるため、羽村市では民生委員の訪問を廃止している。青梅市では廃止する予定はないのか。 「産後ケア事業」について、青梅市は申請後2週間程度で利用券が届くため、届

	いた頃には用が済んでいる。他市は出生セットに利用券が同封されている。急に使いたい利用者もいると思うので、他市のようにできないのか。
事務局	「こんにちは赤ちゃん事業」については、青梅市でも同様の意見をいただいている。青梅市では事前に訪問日時のポスティングを行い、突然訪問することがないようにし、訪問時には育児のチラシ等を配布している。また、民生委員には掘り下げた話は難しいことも承知している。今後、民生委員にアンケートを行い、事業の継続については検討していきたい。 「産後ケア事業」について、他市が母子手帳交付時等に利用の案内や利用者カードを配布していることは把握している。青梅市においても他市の取り組みに倣い、利用申請の手続の見直しをしていきたい。
委員	「産後ケア事業」の見直しはいつ頃行うのか。
事務局	令和7年度中には行う。
委員	「こんにちは赤ちゃん事業」の目的は何か。
事務局	子育て世帯が地域において孤立することを防ぐことを目的としている。新生児全戸訪問事業とは別の見守りという役割があるので、廃止ではなく統合という形で残したいと考えている。
委員	「こんにちは赤ちゃん事業」は、その家庭の子どもの発育や母親の状況等を確認する事業だと思っていたが、そうではないのか。
事務局	新生児に対しては、助産師による新生児訪問がある。これはメディカルスタッフによる専門的な対応で、子どもの発育の状況や、母親の体調、家庭における子育ての状況などを確認している。「こんにちは赤ちゃん事業」については、民生委員による訪問なので、こういった専門的な対応は行っていない。
委員	実際に青梅市の母親からも民生委員に訪問されることに抵抗があるという声は上がっており、ポスティングだけでも嫌悪感を抱く母親もいる。事業を行う民生委員の人数が半減している現状もある。見守りはいい事業だが、事業の見直しは検討してほしい。
事務局	民生委員等へのアンケートを通じて検討していきたい。
会長	乳児家庭全戸訪問事業は、当初は区市町村の保健師がメインで訪問を行い、足りない部分を民生委員に協力してもらっていた。実際に青梅市では大部分を民生委員が訪問を行っているのか。
事務局	青梅市では当初から民生委員の協力を得ているが、子ども家庭センターの保健師等とは連携をしている。訪問前に、保健師等が訪問する家庭と民生委員が訪問する家庭とを分けて訪問を行っている。
委員	資料4-1の25、26ページは、評価がBではなくAではないか。考え方はどうになっているのか。
事務局	待機児童が発生している限りは評価をBとした。26ページについては、評価基準である90%以上の達成が出来ていないため評価をBとした。
委員	評価の仕方については、アンケートを行う等で市民の声を聞くことも重要である。現在の評価方法はマニュアル的な部分がある。
事務局	令和7年度からの子ども計画ではそのような観点も含まれている。
会長	次に、次第6 協議事項（3）青梅市子ども基本条例（仮）について、事務局より説明をお願いする。

事務局	(資料5にもとづき「青梅市こども基本条例(仮)」について説明を行う。)
会長	この件について、ご質問・ご意見あるか。
委員	市内の小中学生やその親が、子どもの権利について知っている人が少ない。こども条例を作ると同時に、子どもの権利についても教育したほうがいいと思う。そのことについて、教育委員会と連携して行うことは可能なのか。
事務局	こども条例を制定すると同時に、子どもの権利について学ぶことは重要であると思う。教育委員会に伝える。
委員	こども会議に小学生は含まれないのか。
事務局	現状は、中高生で開催することを考えている。小学生については中学生になった時に参加できるように、オンライン交流会など土壤を作りたいと思う。
委員	小学生はオンライン交流会などを行っているので、こども会議へ参加可能だと思う。人権教育は、学校教育の中で一番メインのところなので、こども条例の制定に向け、教育委員会と連携して進めてほしい。
事務局	こども達への意見調査について、WEBで行うことについては校長会で了承を得ている。また、今回の会議で出た意見は教育委員会に伝える。
委員	コミュニティスクールの委員になった。その中でも、学力の前に人権を尊重すべきだという意見が出ている。
委員	子どもの人権については、子どもたちが分かりやすく、理解できる説明や講習が必要だと思う。教育委員会と一体になって、子どもたちに分かりやすく、理解できるような工夫が必要だと思う。
事務局	教育委員会との連携は、昨年度からの課題であるので、今回の会議で出た意見については教育委員会にしっかりと伝えたい。
会長	児童福祉の観点からは、子どもが日常的に大切にされる経験が重要である。乳児の頃から大切にされ、意見を聞いてもらえる、気持ちを理解してもらえるなどの日々の経験があるから、自分は人権があるのだなと体感でき、他人の人権も理解できる。それがないと、先生から新しいことを教わっているだけになってしまう。
委員	小学生の意識調査はどこで回答してもらうのか。昨年度のWEB調査の結果を見ると、学校で時間をとって回答した学校は回答率が良かったが、家で回答した学校は回答率が良くなかった。
事務局	校長会では、2月中に空いている時間で回答してほしいと依頼した。多くの子どもの意見が集まるようにしたい。
委員	高校生ミーティングは、青梅市の青峰学園は含まれないのか。
事務局	現段階では入っていない。今後検討したい。
会長	次第7 その他について、事務局から何かあるか。
事務局	今回の会議も活発な意見を頂戴し、有り難く思う。子ども・若者の居場所は大きな課題となっており、今後も当部署で進めて行かなければならないと思う。今後とも委員のみなさんには協力いただきながら進めて行きたいと思う。
会長	次回は、令和7年11月10日(月)である。 これで令和7年度第3回青梅市こども・子育て会議を閉会する。

会議録を確認したことをここに署名する。

令和 年 月 日